

砥部町衛生事業推進協議会設置要綱

平成 26 年 6 月 24 日
砥部町告示第 108 号

(設置)

第 1 条 本町におけるし尿・浄化槽の清掃、合併浄化槽の普及拡大及び公共下水道への接続を推進することにより、生活排水の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、砥部町衛生事業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 松山衛生事業協同組合の代表
- (2) 大洲喜多清掃共同体の代表
- (3) 砥部町一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者の代表
- (4) 砥部町の職員

(事業)

第 3 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 浄化槽管理者に対する適正な使用についての啓発に関すること。
- (2) し尿及び浄化槽の清掃料金に関すること。
- (3) 合併浄化槽の普及及び啓発に関すること。
- (4) 合併浄化槽の設置事業の円滑な実施に関すること。
- (5) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）の趣旨に沿った協議に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達するために必要なこと。

(対象地域)

第 4 条 協議会の対象地域は、砥部町全域とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、必要に応じて町民課長が招集し、開催する。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、町民課に置く。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 2 日告示第 63 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日告示第 105 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。